

長野市寄附型自動販売機設置に係る仕様書

1 貸付けを行う物件

施設名	長野市役所第二庁舎
所在地	長野市大字鶴賀緑町1613番地
設置場所	1階北側入口
面積	2.04㎡

2 自動販売機の規格等

(1) 大きさ

自動販売機（回収ボックス等を含む）は、設置箇所の貸付対象範囲を超えない範囲の大きさとする。

(2) 環境対策

省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

開庁日の勤務時間外及び閉庁日については、できるだけ自動販売機の照明を消灯すること。

3 販売商品の種類

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、スポーツ飲料、ジュース類などの清涼飲料水（缶・ペットボトル）なお、ペットボトル飲料の販売に当たっては、プラスチック・スマートの取組に配慮すること。

※「プラスチック・スマート」…環境省が立ち上げたキャンペーン。プラスチックごみの排出抑制や分別回収の徹底など、プラスチックとの賢い付き合い方を推進する。長野市役所においては、庁舎内におけるプラスチックごみの削減等を掲げている。

4 自動販売機の設置及び管理・運営上の遵守事項等

(1) 設置に関する事項

① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーターを設置すること。

なお、設置に当たっては、長野市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で、地震や悪戯による転倒防止等の安全対策として、JIS規格を遵守した措置を講じること。

また、業界自主基準も参考に安全対策に努めること。

③ 動作確認など初期稼動に関する点検・テストは自動販売機設置者が行うこと。

④ 貸付料は全額減免とする。

⑤ 貸付期間は設置日から令和10年3月31日までとする。

⑥ 自動販売機の設置及び撤去に要する費用（電気料算定用子メーター設置費を含む（水道料が必要な場合も同様とする。）、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は、設置者の負担とする。なお、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、貸付時に

設置した子メーターの計測値から算出した額を、長野市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納付すること。

(2) 管理運営上の遵守事項

- ① 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置者（借受者）及び維持管理者（維持管理業務を維持管理者が行うこととした場合に限る。）の責任において行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ② 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令を遵守し、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、業界自主基準も参考に衛生管理に万全を期すること。
- ③ 使用済容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、設置場所周辺の清掃等、適切な維持管理を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づいて適切に処理すること。
- ④ 定期的に点検等保守業務を行い維持に努めるほか、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については設置者の責任において対応するとともに、本体に連絡先を分かりやすい場所に明記すること。
- ⑤ 商品の搬入・搬出、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、長野市の指示に従うこと。
- ⑥ デザインは、公序良俗に反しないものとし、長野市と協議の上決定すること。
- ⑦ 売上の一部が長野市の子育て支援に関する事業への寄附となる旨を正面パネルに表示すること。
- ⑧ 長野市が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
- ⑨ 物件ごとに月別売上数量、売上金額を集計し、長野市が指定する期限までに報告すること。
- ⑩ 財産管理者が承諾する場合を除き、自動販売機を設置及び管理・運営する権利を第三者に譲渡、転貸又はこれらに類する行為をすることはできない。
- ⑪ 自動販売機を設置及び管理・運営する権利を担保にすることはできない。
- ⑫ 売上の一部を長野市の子育て支援に関する事業等に寄附すること。なお、寄附を充当する事業については長野市が決定する。

以上のことを遵守すること。なお、長野市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関して、長野市は一切の責任を負わない。

5 原状回復

設置者は、契約期間が満了又は契約が取り消された場合は速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を長野市に請求することができない。

6 設置及び管理運営業務責任者の届出

設置及び管理運営業務責任者届出書を契約締結時に届け出ること。

7 売上状況等の報告

本件に係る自動販売機の売上状況を、下記のとおり自動販売機売上実績報告書により報告すること。

(1) 報告内容

所在地、行政財産の名称、貸付面積の表記及び月ごとの本数、売上金額

(2) 報告期限

区分	報告期限
4月分から 6月分	8月1日
7月分から 9月分	11月1日
10月分から12月分	2月1日
1月分から 3月分	5月1日

≪参考データ（前年度実績）≫

（今後の売上を保証するものではありません。）

① 自動販売機の売上等の状況

設置フロア1階

1台当たりの売上本数（概数）月数 約 660本

1台当たりの光熱水費（概数）月額 約 2,200円

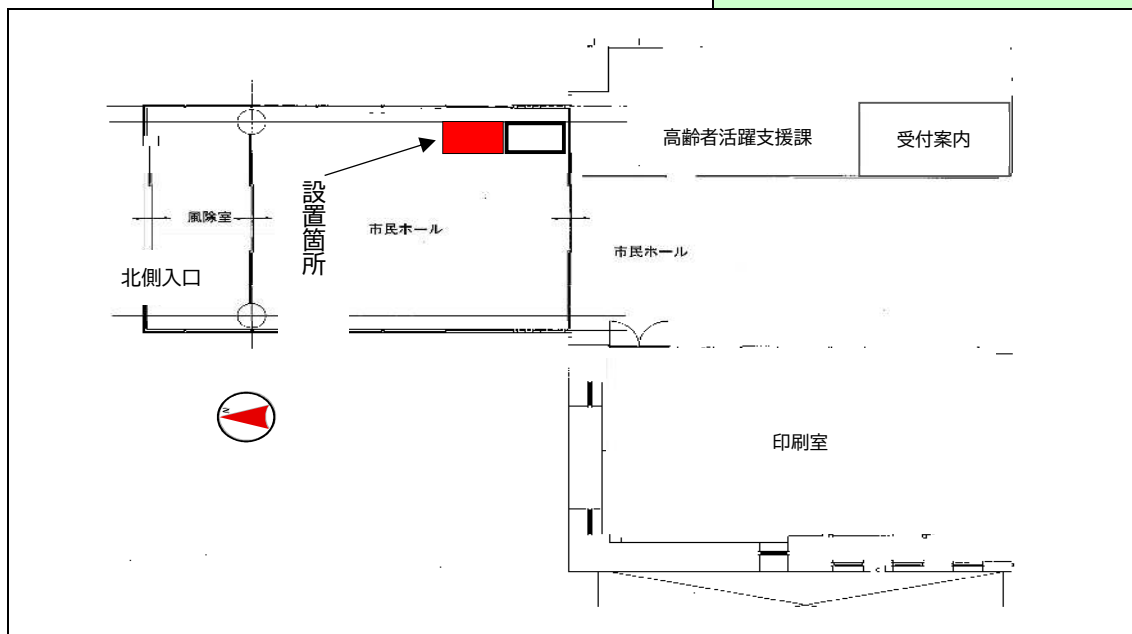
② 来館者数（年間） 不明

③ 在勤者数 1,852人（令和6年4月1日現在 本庁舎）

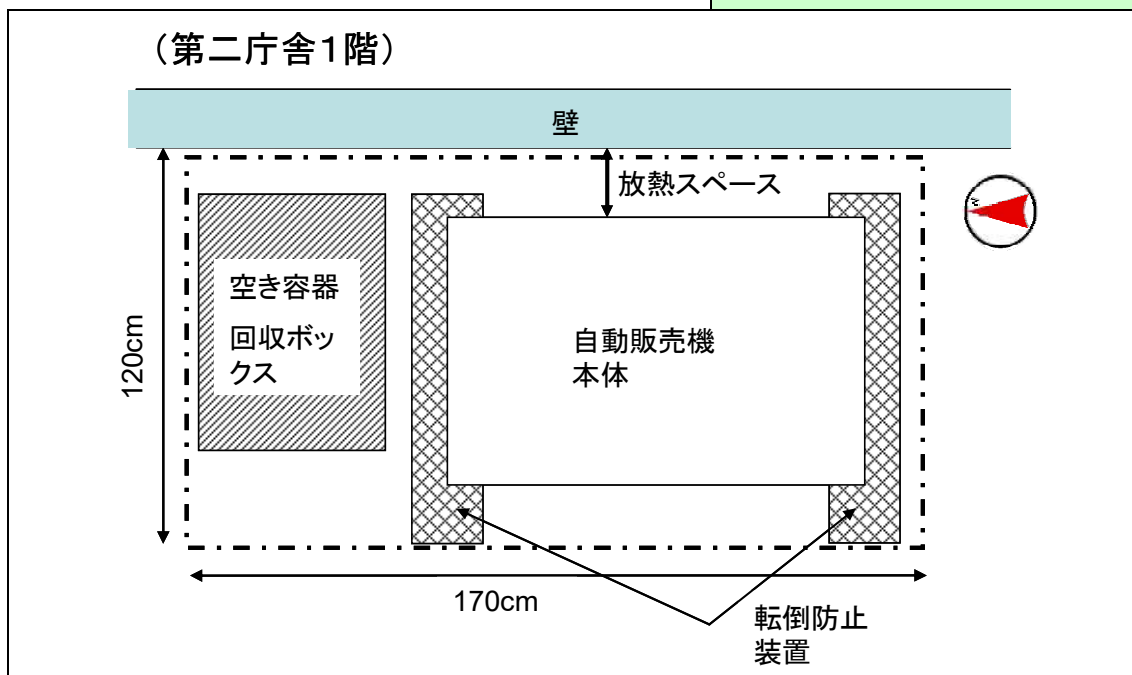
寄附型自動販売機設置位置図・配置図

施設名・設置場所	市役所第二庁舎・1階北側入口
所在地	長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

位置図



配置図



※位置図及び配置図は、物件番号を把握するための参考資料ですので、現地の状況等については、必ず調査、確認の上、お申込ください。